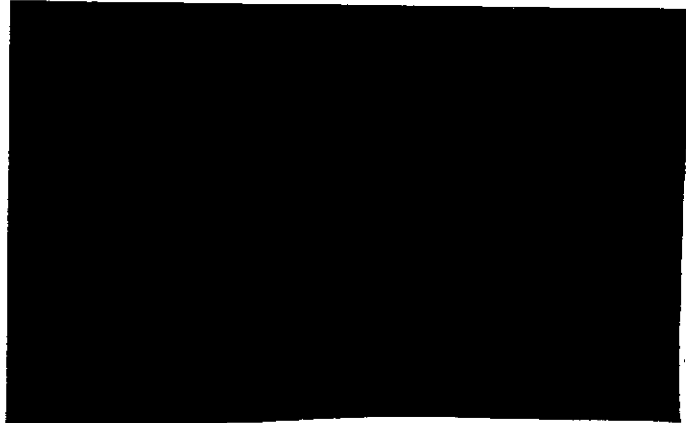


2020年5月27日

(宛先)実施機関



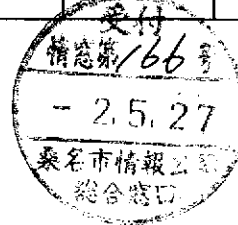
桑名市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

開示の方法	<input checked="" type="radio"/> 1 閲覧 <input checked="" type="radio"/> 2 写しの交付(□郵送希望)
請求する公文書の内容	(公文書を特定できるように具体的に記入して下さい。) プレミアム付き応援食事券に関する 一切の資料
備考	

- 注 1 各欄に必要事項を記入するとともに該当する番号を○で囲んでください。
2 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中にレ印を記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

事務担当	部 商工 課(室) [電話番号 内線()]				
備考					
受付番号	166	請求書 受付年月日	R2年5月27日	決定期間 満了日	R2年6月10日



公文書部分開示決定通知書

商 第22号の1

令和2年6月9日

様

(実施機関)

桑名市長 伊藤 徳字 印

令和2年5月27日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の内容	開示請求者が請求した内容	プレミアム付き応援食事券に関する一切の資料
	実施機関が特定した公文書の内容	プレミアム付き応援食事券に関する一切の資料
開示しない部分	印影 (桑名商工会議所)	
上記部分を開示しない理由	桑名市情報公開条例第7条第3号 (法人情報) に該当	
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時	令和2年6月18日 (木) 9時00分	
開示を実施する場所	桑名市役所 産業振興部 商工課	
事務担当	産業振興部 商工課 [電話番号 0594-24-1199 内線 (199)]	
備考		

(教示) この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。